

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	市民活動センターの会議室等の使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市市民活動センター条例		(条項) 第 6 条
基 準 法 令 名	大津市市民活動センター条例		(条項) 第 6 条
所 管 部 署	市民部自治協働課自治協働係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内 容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 会議室等の使用料は、大津市市民活動センター条例第 6 条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。・・・全額 (2) 公益上の目的のために使用するとき。・・・全額 (3) 指定管理者が公益のために使用する場合であると市長が認めたとき。・・・全額 (4) 市民活動センターの設置目的等を勘案して特別の事由があると認められるとき。・・・条例で規定する利用料金の上限額の半額			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。